

猪苗代町外国人誘客支援金事業Q & A

Q1 大人・小人の支援額は同額か。

⇒ 同額です。ただし、宿泊料が支援額（１，０００円）を下回る場合は対象外です。

Q2 外国人１０人、日本人５人、日本人添乗員１人のツアーだが、日本人は対象になるか。

⇒ 日本人６人（添乗員１人を含む）は、対象になりません。外国人１０人のみ対象となります。

Q3 外国人９人だが対象になるか。

⇒ 対象になりません。対象になるのは、外国人１０人以上の場合です。

Q4 同じ宿泊施設に連泊した場合も対象か。

⇒ 同じ宿泊施設に連泊しても初泊分のみになります。町内の異なる宿泊施設を利用して２泊した場合は、施設ごとの初泊分が対象となります。

Q5 リフト券とセットの宿泊販売も対象か。

⇒ 有料の宿泊が伴えば対象となります。

Q6 国立磐梯青少年交流の家の宿泊は対象になるか。

⇒ 対象になりません。

Q7 ８月、１０月、年末年始を除いている理由は。

⇒ 集客の難しい８月、１０月、年末年始以外の底上げを図るためです。

Q8 支店単位での申請は可能か。その場合は申請や振込み等はどうなるか。

⇒ 支店単位での申請は不可で、会社で申請窓口を一本化していただく必要があります。振込口座も一箇所のみとなります。お手数をお掛けしますが、申請窓口部門で、各支店の実績を取りまとめ、支店への配分をお願いします。なお、仕入、造成部門が申請窓口になるのが望ましいです。

Q9 交付申請書に募集チラシ、パンフレットを添付する意味は。

⇒ 募集型企画旅行（団体旅行）、バスツアーの催行人数をパンフレット等で確認するためです。パンフレット等がない場合は申請時には企画書でも構いません。但し、パンフレット等が完成したら後日提出してください。なお、募集型企画旅行（個人）でパンフレット等を作成しない場合は、添付は不要です。

Q10 交付申請書等の提出は、電子メールやファックスでもよいか。

⇒ 交付申請書等は、会社印を押印していただくため、必ず原本を郵送願います。

Q11 当初の申請から予約人数が増加した場合は、いつ申請すればよいか。

⇒ 変更については速やかに支援金変更（中止）承認申請書を提出願います。

Q12 実績報告は、毎月１０日必着だが、土日にあたる場合はどのようにするのか。

⇒ 翌営業日で結構です。

Q13 宿泊の確認方法はどうするか。

⇒ 実績報告書に添付していただく実績人数報告書（兼宿泊証明書）を基に、猪苗代観光協会が各宿泊施設に確認し宿泊証明を受けます。

Q14 支援金の振込みはいつか。

⇒ 宿泊施設の確認が取れば、実績報告書提出月の翌月に振込みます。

Q15 提携商品を販売する場合、販売店、造成会社、ランドオペレーターのいずれに実績がつくのか。

⇒ 原則は販売店に実績をつけてください。ただし、対象となる旅行会社が海外企業の場合は、当事者相談の上、ランドオペレーター（会社）が申請をしてもかまいません。

Q16 ランドオペレーターとは何か。

⇒ ランドオペレーターとは、海外の旅行会社から、日本の宿、観光施設、交通などの手配を受託する専門の会社のことです。

Q17 オンラインエージェントは、交付対象者になるか。

⇒ オンラインエージェントは、交付対象になりません。

Q18 振込口座は、海外の口座でもよいか。

⇒ 海外の口座は不可です。

Q19 この支援制度は、猪苗代町又は猪苗代観光協会が実施する他の補助制度と併用は可能か。

⇒ 全て併用不可です。教育旅行支援事業、観光誘客支援事業、プレミアム付商品券との併用不可です。

Q20 この支援制度は、東京都や福島県等が実施する補助制度と併用は可能か。

⇒ 本制度は併用可です。ただし、東京都や福島県等が実施する補助制度が併用不可であれば、どちらかを選択してください。

《お問い合わせ先》

〒969-3133

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田1番地4

一般社団法人猪苗代観光協会

TEL：0242-62-2048 FAX：0242-62-2939

E-mail：info@bandaisan.or.jp